

イ 早期給付により付加的に要した事務費に係る分

別紙2に基づき規模別協力金の一部を早期に給付（以下「早期給付」という。）するに当たって付加的に要した事務費分の交付限度額は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・ 早期給付を実施するに当たって要した事務費の総額
- ・ 早期給付の支給件数に 30,000 円を乗じて得た額に 30,000,000 円を加えた額



(2-1) 基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等
分

ア 令和3年4月23日付基本的対処方針に基づく休業要請に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年4月25日から5月11日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$A \times x + B \times y + C \times z$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：休業を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円を上限とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円を上限とする。

z：休業を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円を上限とする。

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) から iii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m² を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円を上限とする。

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日1日当たりの支給額(20,000円とする。)から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

イ 令和3年5月7日付以降の基本的対処方針に基づく営業時間短縮要請等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年5月12日から11月18日までの期間

※ただし、まん延防止等重点措置区域においては、令和3年5月7日から6月20日までの期間とする。

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A: 特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B: 特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限り。

C: 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

- x : 自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。
- y : 特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。
- z : 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。
- a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) から iii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積 100 m² を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が 100 m²未満の場合は1とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応

じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日 1 日当たりの支給額（20,000 円とする。）から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

(2-2) 都道府県の判断による要請に係る大規模施設等に対する協力金等分

ア 特定都道府県による上乗せ分

特定都道府県が行う、4 (2-1) イに加えて、上乗せ措置として、令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間より早い時間の営業時間短縮要請又は休業要請（以下「より早い営業時間短縮要請等」という。）に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和 3 年 5 月 12 日から 11 月 18 日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要

請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times b$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。

z：より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下のi)及びii)に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時

間短縮要請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times b$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100㎡未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times b$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対するより

早い営業時間短縮要請等に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21時までの営業時間に係る部分に限る。）の割合

イ 令和3年6月21日から11月18日までのまん延防止等重点措置地域における営業時間短縮要請に係る分

まん延防止等重点措置地域（令和3年6月17日付基本的対処方針三（3）8）又は9）に係るもの）において、都道府県が行う営業時間短縮要請に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年6月21日から11月18日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じ

た支給額。ただし、2,000円とする。

z：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) 及び ii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100㎡未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

(3) 酒類販売事業者に対する支援金分

酒類販売事業者に対し、都道府県の判断により月次支援金の上限に上乗せして支給する場合又は月次支援金と同様の要件の下で都道府県の判断により月間事業収入が 50%以上減少した旨の要件を緩和（ただし、月間事業収入の減少割合が 30%以上^{*1}である場合に限る。）して支給する場合において、月次支援金の支給対象となり得る個人事業者等又は中小法人等ごとに支払う額（ただし、以下のいずれか小さい額とする。）を決定し、個人事業者等又は中小法人等ごとに決定された支援金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

- ・個人事業者等の場合：100,000 円^{*2}
中小法人等の場合：200,000 円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*3}を控除した金額

ただし、月間事業収入の減少割合が 70%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・個人事業者等の場合：200,000 円^{*2}
中小法人等の場合：400,000 円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*3}を控除した金額

また、令和 3 年 7 月、8 月、9 月又は 10 月の支給分については、月間事業収入の減少割合が 90%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・ 個人事業者等の場合：300,000円^{※2}
 中小法人等の場合：600,000円^{※2}
- ・ 売上減少額から月次支援金の給付額^{※3}を控除した金額

※1：令和3年7月、8月、9月又は10月の給付については、当該月及び前月の月間事業収入の減少割合が2ヶ月連続で15%以上の場合は、当該月の減少割合が30%以上と同等の取扱いとする。

※2：支給額については、当該金額以下で都道府県の判断により決定できるものとする。

※3：給付事務の迅速化の観点から、都道府県の判断で、月次支援金の給付額にかえて、個人事業者等の場合は100,000円、中小法人等の場合は200,000円とすることができるものとする。



4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の即時対応特定経費交付金に係る交付限度額は、協力要請推進枠交付金の地方負担分が新型コロナウイルス感染症対応分を上回る地方公共団体への対応分として、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間 I >

令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

A×0.25－Bが0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額及び「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（2－1）基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」の算定額の合計額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A：アの算式の符号 A に同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分 (3) 国の令和 2 年度一般会計補正予算 (第 3 号) 分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

(注) 令和 3 年 1 月 23 日以降緊急事態措置等実施都道府県及び令和 3 年 1 月 23 日以降緊急事態措置等対象市町村にあつては以下の額とする。

ア 令和 3 年 1 月 23 日以降緊急事態措置等実施都道府県分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分 (3) 国の令和 2 年度一般会計補正予算 (第 3 号) 分 ① 新型コロナウイルス感染症対応分 ア都道府県分」の算式の符号 A を以下のように読み替えて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

A：次の表の都道府県区分に対応する率のうちいずれか高い率

都道府県区分	率
特措法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和 3 年 1 月 23 日から同年 2 月 7 日までのいずれかの日を含むものに限る。）	1.4
令和 3 年 1 月 23 日から同年 2 月 7 日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付	1.2

対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	
---	--

イ 令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分 イ市町村分」の算式の符号Aを以下のように読み替えて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

A：次の表の市町村区分に対応する率のうちいずれか高い率

市 町 村 区 分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月23日から同年2月7日までのいずれかの日を含むものに限る。）の区域内の市町村	1.2
令和3年1月23日から同年2月7日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1

※ 保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

<対象期間Ⅱ>

令和3年12月20日以降の期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A：協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和 3 年 12 月 20 日以降の期間※に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

※緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域に指定されている期間に限る。

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（4）国の令和 3 年度一般会計補正予算分 ①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A：アの算式の符号 A に同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B：アの算式の符号 B に同じ。

5 検査促進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査及び抗原定量検査をいう

② 実施事業者

都道府県の登録を受けて、別に定める実施要領に従って検査を実施する事業者（都道府県等及び共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

③ ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

④ 対象者全員検査

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の対象者全員の検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

⑤ ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等（新型コロナワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。以下同じ。）により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

⑥ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

ア 令和4年1月19日から3月31日まで

無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して検査結果の陰性を確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

イ 令和4年4月1日から6月30日まで

新型コロナワクチンを3回接種していない者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する地方公共団体や民間事業者等による取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業。ただし、新型コロナワクチンの3回接種を完了した者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等に必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業を含む。

⑦ 一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

[2] 算定額

各都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算定額及び（2）の算定額の合計額とする。

なお、都道府県が、第3の1の二ただし書きの規定により、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の検査促進枠交付金に係る交付限度額とする。

（1）検査等費用支援への対応分

以下のアの算定額及びイの算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^n (A_i + B_i)$$

算式の符号

A_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

B_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円/人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円/人を上限とする。

n : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

イ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^m (C_i + D_i)$$

算式の符号

C_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表 1 又は表 2 の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表 1 の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

D_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000 円／人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR 検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は 0 円／人を上限とする。

m : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

ウ 一般検査事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^l (E_i + F_i) \times 0.8$$

算式の符号

E_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表 1 又は表 2 の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表 1 の検査区

分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。)は、この限りではない。

F_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円/人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査(PCR検査等に限る。)の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円/人を上限とする。

l : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、一般検査事業に基づき検査を受検した人数に限る。

(2) 検査体制整備等支援への対応分

以下の算式により算定した額とする。(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

算式

$$33,300,000,000 \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : 都道府県人口割合 $\times 0.5$ + 事業所数割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合 : 当該都道府県の人口(国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在(速報集計)における人口をいう。以下同じ)を全国の人口で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

事業所数割合 : 当該都道府県の事業所数(経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査(甲調査確報)における事業所数をいう。以下同じ)を全国の事業所数で除して得た数値

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α : 別に定める乗率



表1 令和3年11月26日から令和4年3月31日までの単価

検査区分	単価
PCR検査等	8,500円 ^{※1}
抗原定性検査	3,000円 ^{※2}

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

※2：令和3年12月30日までは、3,500円とする。

表2 令和4年4月1日以降の単価

検査区分	単価
PCR検査等	8,500円 ^{※1}
抗原定性検査	1,500円

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

別紙 2

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における令和 3 年 7 月 12 日から 9 月 30 日までにおける酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等及び令和 3 年 9 月 30 日をもって緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が終了することに伴い緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から解除された都道府県における、解除後である令和 3 年 10 月 1 日以降 10 月 31 日までの特措法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮要請（以下別紙 2 において「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の都道府県知事の許可を受けた者をいう。以下同じ。）で、売上高方式で申請する対象者に対して、各都道府県が行う協力金等の給付事務は、次により迅速化に努めるものとする。

1 要請期間中における申請受付

令和 3 年 7 月 12 日以降の要請等に係る協力金等の申請受付について、当該要請等の期間の終了を待たずに、当該要請等の日以降速やかに受付を開始するよう努めること。

その際、対象者に対して、酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面（以下「書面」という。別添に掲げる様式参照。）を提出させること。

2 協力金等の早期給付等

令和 3 年 7 月 12 日以降の要請等に応じた対象者（ただし、過去に不正や重大な書類の不備があった対象者については、都道府県の判断により、早期給付の対象から除外することを可能とする。）に対する協力金等の給付に当たっては、以下のアからウの対象者に応じて、給付の迅速化に努めること。

なお、令和 3 年 7 月 12 日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付する場合、早期給付に係る 1 日当たりの金額は、令和 3 年 7 月 12 日以降の要請等に応じた 1 日当たりの協力金等のうち 1 日当たり飲食業売上高が 0 円の場合の給付額（以下「下限額」という。）を上限とする。また、早期給付額の算定に係る要請等に応じた日数は、別途通知するところによるものとする。

ただし、対象者による協力金等の申請における 1 日当たりの協力金等の金額が下限額を超える場合は、確定申告書や売上高の証拠書類も併せて提出させた上で、当該超過部分の協力金等について、通常通り審査を行った上で給付するものとする。また、以前の要請等に対応した協力金等に係る申請時に提出していた飲食店営業許可の期限が要請期間内に終了する場合、更新後の営業許可証の写

しの提出を求めるなど、必要に応じ、提出書類の追加を都道府県において適切に判断すること。

ア 以前より要請等に対して継続して応じている対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、既に申請受付済みであるが未給付となっている協力金等と併せて、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を、対象者が申請を行ってから標準的には1週間を目処として、早期に給付すること。

なお、未給付の協力金等に係る審査に当たり、営業実態の確認はできているが、売上高等による協力金等の算定に時間を要している場合等は、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部のみを早期給付しても差し支えない。また、対象者が以前より要請等に対して継続して応じているかについては、過去の協力金等の申請・受給実績等により都道府県が確認可能な範囲において、判断すること。

(提出書類)

- ・令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。

イ 別紙2の2のアに該当しない対象者で、令和2年11月1日以降の営業時間短縮要請等に応じ、協力金等の受給実績のある対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付すること。

(提出書類)

- ①以前の要請等に対応した協力金等を受給したことが確認できる書類。ただし、都道府県独自で確認を行うことができる場合は、都道府県の判断により省略することができるものとする。
- ②令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。